

## 各社から提出された資料（全体）

各社提出資料（計9件）	
受付順	提出者一覧
1	株式会社ジュピターテレコム
2	株式会社ケイ・オプティコム
3	DSL 事業者協議会
4	ソフトバンクBB株式会社
	ソフトバンクテレコム株式会社
	ソフトバンクモバイル株式会社
5	KDD I 株式会社
6	イー・アクセス株式会社
7	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
8	委員限り（事業者名）
9	3社（※） 合同の要望書

※ DSL 事業者協議会、ソフトバンクBB株式会社、イー・アクセス株式会社

- ① 第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などの見解をお聞かせ頂きたい。

エントリーメニュー案については分岐単位貸しに関する従前の課題を解消するものであること、また『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』の考え方である「加入光ファイバ接続料算定の在り方については、(中略) 設備競争への影響等に十分に留意することが適当ある」という点について一定の考慮がなされているため、現段階においては特にございません。

ただし、

- ・接続料設定期間内での料金の配分であるにせよ、恣意的な年次配分を設けることは適当か
- ・接続事業者側では実質コストを先送りすることによる会計上・精算上の処理の問題はないかの検討・確認をお願いいたします。

なお、利用可能性については、弊社事業展開エリアでは想定の適用範囲にほぼ入らない可能性はありますが、事業エリア拡大等の1つの選択肢として検討が可能と考えます。

また、細かい事項となりますが、エリア限定の際使用されている「非競争地域」について、NTTのFTTH営業展開のみの地域でも無線やケーブルテレビ事業者等が超高速ブロードバンド営業を行っている例があるため、誤解を招かないためにも適当な表記の検討をお願いいたします。

以上

平成24年2月27日  
株式会社ケイ・オプティコム

## 第22回接続委員会の議論を踏まえた質問事項に対する回答

### 質問①

第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などのお見解をお聞かせ頂きたい。

### 回答①

#### 1. 弊社事業展開や競争環境について

弊社は、関西地域において自ら敷設した光ファイバ設備を活用し、インターネット接続をはじめ、IP電話・TV放送といった各種サービスを提供してまいりました。関西地域が、全国平均と比べてブロードバンド世帯普及率が高く推移しているのは、弊社とNTT西日本殿、CATV事業者が公正な競争環境の下、設備競争・サービス競争を繰り広げてきた成果であると自負しております。

また、NTT東日本殿が先日、戸建向けFTHサービスの値下げを発表されたように、全国的にも事業者間競争が進展している状況と認識しております。

#### 2. 光ファイバ接続料に係る基本的な考えについて

インフラを含むサービス価格の水準は、設備競争・サービス競争の進展の結果として決まるものであり、各事業者は過去からの価格水準の推移と、将来のユーザ動向を予測しながら、投資リスクを勘案し、サービス価格を決定する事業活動を日々継続しております。そのような状況の中で、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を、市場から離れて恣意的に設定することは、公正な競争環境を歪めるものと考えております。

また、第22回接続委員会におけるエントリーメニュー案の値下げ幅についての議論を含め、光ファイバ接続料の議論過程において、時折ドライカップ接続料が引用されますが、本来、光ファイバとメタルケーブルは、材質・構成技術・敷設工法・構築の歴史等が全く異なるため、両者の接続料を比較することには合理性がないと考えております。

#### 3. エントリーメニュー案について

エントリーメニュー案については、その導入目的を明確にした上で議論いただき、仮に競争政策の手法として導入する場合には、設備競争・サービス競争に与える影響が極めて限定的となるよう制度設計いただくことが必要です。その点で、ドライカップ接続料との比較に基づいて今回提示された接続料水準は、接続事業者を著しく優位にする可能性があり、競争環境に与える影響が大きすぎると考えます。

また、エントリーメニュー案が、FTHサービスの競争が進展しておらず、メタルアクセスから当該サービスへの利用移行が進んでいない地域に対する移行促進を目的としているならば、それは競争政策ではなく、地域格差を是正する社会政策という色合いが強くなるため、どの地域でも使える一般的な制度として設計するのではなく、事業者間競争が起こっていない地域（NTT東西殿以外の事業者が実

際にサービス提供していない地域) に対象を限定する措置や、適用期間を限定する措置を講じることが必要と考えます。

なお、弊社は自ら光ファイバを敷設し、設備競争・サービス競争を展開していることから、競争政策・社会政策いずれの目的にかかわらず、エントリーメニュー案の利用可能性について言及する立場にはないと考えております。

以上

## 第22 回接続委員会の議論を踏まえた質問事項

- ① 第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などのご見解をお聞かせ頂きたい。

→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、関西ブロードバンド、KDDI、ケイ・オプティコム、J:COM

## &lt;回答&gt;

我々地域のDSL事業者が求めているのは、DSL同様に1ユーザ単位で競争可能な環境の整備とDSL同等の接続料の設定です。従って、総務省殿の光接続料をドライカッパ接続料と同水準とする考え方は非常に重要な観点であり、地域のDSLと同様の低廉なサービス提供には必須です。

一方、今回のエントリーメニューに関しては、当初1年間は安価に設定されるものの、3年間の光接続料の支払総額は変わりません。光接続料をドライカッパ接続料と同水準とするためには、一芯あたり東日本エリアで3.1ユーザ、西日本エリアの場合3.9ユーザを獲得する必要があります。これは、「非競争地域」という大手通信事業者ですら参入のない需要の少ない地域にも関わらず、東日本エリアでは、NTT東日本殿(3.2ユーザ)と同等、西日本エリアでは、NTT西日本殿(2.8ユーザ)以上のユーザ数を獲得しなくては行けないということになります。分岐数を埋めることが困難である地域のDSL事業者に対して、この目標は極めて困難であり実現性に乏しいと判断せざるを得ません。なお、この数値は、光配線区画の適正化のみでは解決しえないと考えます。

さらに、地域DSL事業者がエントリーメニューを利用できない状況にある中で、スケールメリットを活かせる体力のある大手事業者が、エントリーメニューを活用して非競争地域に参入してくることが容易に想定できるため、むしろ当該地域で少数の大手事業者の寡占を許すような方策になり、我々地域のDSL事業者の既存のDSL事業をさらに危うくさせる案になると考えます。

このような理由により、提示されたエントリーメニュー案は地域の問題の解決策にはなっていません。

我々地域のDSL事業者は、多様なブロードバンドサービスの提供により地域のユーザ利便向上、地域の活性化に大きく貢献してきました。接続委員会においては、公平な競争環境の構築だけではなく、更なる地域活性化・地域でのブロードバンド普及という視点をより追求した議論をしていただきたいと考えます。

実現すべきは、NTT OSU 共用等の実現方法に関わらず、DSL同様に1ユーザ単位で競争可能な環境の整備とDSL同等の接続料の設定です。

なお、各案に関する見解を以下に述べます。

## 【OSU専用エントリー】

- OSU専用方式のエントリーメニューは、実質一芯貸しと同様の方式であり、現状から何ら進展がないものと考えます。単なる支払期限の先延ばしでしかありません。

## 【コンソーシアムエントリー】

- コンソーシアム方式のエントリーメニューには以下問題が存在していると考えます。
  - 地域のDSL事業者は幹事会社にはなれず、どこかの幹事会社の出現を待つしかない
  - 幹事会社があった場合においても、地域のDSL事業者のエリアを対象としてくれるかの保証がない
  - 接続義務がないため、交渉力の弱い地域のDSL事業者は、メニュー化されても活用できない可能性が高い

以上

# 分岐単位接続料設定について

(質問への回答)

平成24年2月27日

ソフトバンクBB株式会社  
ソフトバンクテレコム株式会社  
ソフトバンクモバイル株式会社

## 質問

第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などの見解をお聞かせ頂きたい。

## 回答

- エントリーメニューを利用して弊社が光サービスに参入することは困難と考えます。理由は以下のとおりです。
  - 本メニューは初年度の料金が安くなっているのみであり、総支払額は一芯貸しと何ら変わりません。さらにOSUを共用する接続事業者が見込めない場合は、1社での一芯貸しと本質的な差異はないものと考えます。
  - この状況では、採算が取れる収容率を確保することは困難と想定しています。
  - また、NTT東西殿を含めた全体の収容効率を高めることにはつながらず、持続的に1ユーザあたりのコストを低廉化する方策にはなっていないものと考えます。
- さらに、1社でも参入している地域は競争地域としてみなすという考え方に基づくものであり、都市部も含めた競争を更に活性化させるという視点に欠けているものと考えます。
- 弊社共が従前より提案しているとおり、NTT東西殿を含むOSU共用により、1ユーザ単位での競争を可能とし、コスト低廉化・サービス競争促進を図り、ユーザ利便の最大化を図るべきと考えます。
- 光ブロードバンドを全国に普及させていくにあたっては、都市部を含めて複数の競争事業者の参入を促進し、「競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて、利用者利益の最大化を図る」という「光の道」の趣旨に沿うような対応が必要です。

- ① 第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などの見解をお聞かせ頂きたい。

→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、関西プロードバンド、KDDI、ケイ・オプティコム、J:COM

以上

<KDDI回答>

光配線区画の適正化について、今回NTT東・西は新たに配線区画を設定する案を提案していますが、本来は、全ての事業者が既存の配線区画を、競争が有効に機能する形態で利用できる必要があります。しかしながら、既存の配線区画の適正化については、明確に対象エリアや時期が示されていない状況です。

また、エリア展開にあたってはコロケや中継ダークが必須であり、長期間Dランクとなっているビル・区間の早期リソース枯渇解消も必須ですが、具体的な解決策が明確になっていません。

このままエントリーメニューを導入したとしても、光配線区画の適正化やリソース枯渇問題の解消が図られなければ結果的に光の競争は促進されないと考えます。

そのため、エントリーメニューの検討如何に関わらず、既存の配線区画の適正化やリソース枯渇問題の解消に向けた具体的スケジュールの明確化を図ることが先決です。加えて、接続委員会等の公の場において四半期毎に光の配線区画の適正化状況等について検証し、その結果、光の普及促進を図るための競争環境の整備が不十分な場合には、ただちにダークファイバについての競争ルールの適切な見直しを行うべきです。

なお、上記課題の解決が確実に図られることを担保した上で、それまでの間の競争促進策としてエントリーメニューを導入するのであれば一定の意味はあるかとも考えますが、その際には、現行案のように、設備競争を阻害しない料金設定と、「非競争地域」に限定した適用が必要です。

- ① 第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などの見解をお聞かせ頂きたい。

→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、関西プロードバンド、KDDI、ケイ・オプティコム、J:COM

以上

#### イー・アクセス回答

ADSL市場が縮退する中、ADSL事業者にとって事業継続性は喫緊の課題であり、今後の事業展開としてFTTHサービスへの事業参入を検討するにあたり、それに係る課題解決に向けた公正かつ実効的な政策が執られることが必要不可欠であることを改めてご理解いただきたいと考えます。

都市部も含め複数事業者の参入を促進させる抜本的な施策が図られずエントリーメニュー案のみが先行される場合、エントリーメニュー案でも1芯単位接続料と同様に1芯あたりで3～4ユーザを獲得しなければ、収益性が確保できないことから、ADSLのような1ユーザ単位でのNTT東西殿との競争は不可能であると考えます。よって、当社では利用可能性は大変低いと言わざるを得ず、加えて時間的バッファのみでは利用者料金の低廉化も進まないことから、FTTHの普及を推進するメニューにはならないと考えます。

したがって、ADSLのように1ユーザ単位で競争可能な環境を構築するためには、当社をはじめとしたADSL事業者や多くの接続事業者が導入を要望してきた分岐単位接続料の設定を政策として実現し、ユーザ利便の最大化とFTTH市場の拡大を図るべきと考えます。

第21回接続委員会にて分岐単位接続料設定の実現方式や検証が取り上げられましたが、十分な議論による結論が得られたものではないと考えるため、改めて分岐単位接続料の設定について深掘りした検討を行っていただくことを要望します。

また、今回のエントリーメニュー案については、NTT東西殿のフレッツ光のみしか提供されていない「非競争地域」に参入を促す目的のものと理解していますが、却って以下の弊害が発生すると考えられるため、拙速な導入は行うべきではありません。

- エントリーメニュー案が利用可能となるエリアでは、要望する事業者が区分なく利用可能になることから、すでに都市部等でサービス展開をおこなっている規模の大きい事業者の方が、エントリーメニュー案を活用することによってスケールメリットをより働かすことが可能。
- その場合、ADSL事業者や中小規模の事業者にとっては、かえって市場競争力を失い事業継続が困難になると共に、地域単位での新規参入も障壁が高くなるおそれがある。その結果、ADSL縮退の加速化と、それによるFTTH市場の寡占化等、公正競争環境を損なう懸念すらある。

以上

## ご質問1

第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などの見解をお聞かせ頂きたい。

## ご回答

- ・現在、以下のとおり、接続事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっていることから、競争政策上、エントリーメニュー案を導入する必要性はないものと考えます。
  - 現に、KDDI殿は当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること、また、KDDI殿は、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定のパブリックコメントにおいても、「弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています」とご主張されていること
  - 加えて、第22回接続委員会の資料にも記載されているように、KDDI殿以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること
  - なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2～3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、接続事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること
- ・また、本メニュー案は、1年目の料金を減額することで、当該料金は算定期間の原価や需要に基づかない料金となり、リスクとリターンとの関係で既存事業者とのバランスを欠くとともに、原価に照らして適正な接続料を算定するという事業法の趣旨に反する等、問題が多いと考えます。仮に、原価に係らず利用する側の負担感等を勘案して減額分を設定するというのであれば、接続料としてではなく、個々の事業者との間で、相対で決定されるビジネスベースの卸料金として整理されるべきものと考えます。
- ・なお、仮に、本メニュー案を導入するというのであれば、少なくとも
  - 本メニュー案は、地方の中小事業者のFTTH市場への参入促進を図るといった観点から、当該事業者にとって「利用可能な選択肢」として検討されてきたものと認識しており、その適用にあたっては、事業者又はエリアを限定する等、設備競争への影響に十分配慮する必要があること

## ご回答

- 中小事業者のFTTH市場への参入促進を図るといった観点であれば、光配線区画を拡大するといった、1芯の光ファイバをより使い易い環境にすることが健全で適切なアプローチであるため、光配線区画の拡大状況に応じて適用期間についても限定的とする必要があること
- 本メニューを実現するための料金システムに係る費用について、これを利用する事業者が負担すること
- 本メニューは1年目に負担すべきコストの一部について支払い猶予を設けるものであり、既存メニューを選択する事業者との公平性確保の観点から本メニューを選択した事業者は減額分の金利を負担する必要があること

といったことについて、担保する必要があるものと考えます。

## ご質問2

第22回接続委員会に対しNTT東西から示された光配線区画に係る見直しの方向性について、①NTTと同一の配線区画を利用する案と②他事業者向け配線区画統合案で、拡大される配線区画の規模や接続事業者が負担することとなるコストはどの程度異なると見込まれるか、現時点での想定をお聞かせ頂きたい。

## ご回答

・以下に示すとおり、拡大される光配線区画の規模や接続事業者の費用負担額（システム開発費、分岐端末回線の接続料）については、どのような方法で光配線区画を統合し、どのようなオペレーションとしていくのかによって、その規模や額が変動することになり、現時点、お示しすることはできませんが、今後、具体的な検討に基づき、明らかにしていきたいと考えております。

### 1. 拡大される光配線区画の規模について

・光配線区画の見直しにあたっては、カバー世帯の少ない光配線区画を2つ程度統合する方向で検討していく考えですが、その実施にあたっては、

- 例えば河川や鉄道等を挟んでいる等の地理的な問題があり、統合出来ないケースが存在すること
- 戸建ての世帯数に限らず、当該エリアの（集合住宅の規模等を勘案して）需要規模を見て統合を検討する必要があること
- 既に構築済みの設備をどう活用していくのかといったことも考慮する必要があること
- 加えて、②のケースは、接続事業者の要望を考慮する必要があること

等、単なるカバー世帯数の大小で統合の可否を判断することはできないため、今後、1つ1つのエリアを見て統合の可否や統合方法について検討していく中で、明らかにしたいと考えております。

## ご回答

### 2. 他事業者の費用負担額について

#### (1) システム開発費

- ・①については、既存の光配線区画を見直すことで、新たなメニューを設定しないことから、現行のオペレーションシステムに対する影響はほとんどないものと考えます。
- ・②については、既存とは別に新たな光配線区画を設定するため、既存／新規のメニューごとに異なる光配線区画に対応した回線受付や、既存とは別に設備設計を自動的に行えるようにする必要があるととも、構築された設備データベース間で連携を図り、設備設計・保守ができるようにするため、オペレーションシステムの開発が必須となりますが、具体的なシステム開発費は、どのような仕様とするかによって変動することとなります。

当社としては、今後、トライアルを実施していく中で、接続事業者のご要望をお聞きし、実際の運用状況を踏まえながら、システム仕様を検討した上で、開発費をお示していきたいと考えます。

#### (2) 分岐端末回線の接続料

- ・分岐端末回線の接続料については、光配線区画を統合することにより、分岐端末回線区間が長くなるため、その分コスト増になるものと考えますが、新たに設定する光配線区画の大きさや設備構築(配線)方法、使用するケーブル種別等によって、その額は変動することとなります。

当社としては、今後、接続事業者の要望する世帯数等をご提示いただき、統合する光配線区画の規模や設備構築方法等の検討を行った上で、分岐端末回線のコストを試算し、その水準についてお示していきたいと考えます。

### ご質問3

光配線区画に係る見直しの方向性について、①NTTと同一の配線区画を利用する案と②他事業者向け配線区画統合案を同時並行で走らせ、ある時点において事業者協議を踏まえ接続事業者が「二者択一」する案となっているが、②でシステム開発費を接続事業者の個別負担とする場合、接続事業者にとって実際に利用可能な選択肢となり得るか、見解をお聞かせ頂きたい。

### ご回答

- ・②のシステム開発費については、当該光配線区画をご利用される事業者が個別負担するものと考えておりますが、ご質問2において回答させていただいたように、どのような仕様とするかによって当該コストは変動します。このため、現時点、どの程度の規模となるのか、一概に申し上げることはできませんが、当社としては、システム開発にあたって、その費用の低廉化に努めていく考えです。
- ・なお、当社では、接続事業者がどの程度新たな光配線区画をご利用していただけるかわかりかねますが、接続事業者が選択の上、システム開発することとなった場合には、当社としてもシステムを開発する以上、これを多くの事業者にご利用していただきたいと考えております。また、その際には、今後、接続事業者のADSLユーザがFTTHサービスへの移行において、新たに設定する接続事業者向けの光配線区画を活用していただきたいと考えます。

#### ご質問4

光配線区画に係る見直しの方向性について、①NTTと同一の配線区画を利用する場合、ある地域の光配線区画の見直しを早期に行うといった「優先順位付け」を行う予定があるか、現時点での想定をお聞かせ頂きたい。

#### ご回答

- ・当社が自ら見直す光配線区画については、当社としてより効率的な設備運営を行う観点から、既に構築済みの設備をどう活用するのかといった投資効率も含め、今後、1つ1つのエリア(ビル)を見て、どのエリアから見直していくことが最適なのか検討していきたいと考えます。

- ① 第22回接続委員会において検討されたエントリーメニュー案について、各社の事業実態や今後の事業展開に照らし、利用可能性などのお見解をお聞かせ頂きたい。

将来の潜在的な事業者が加入光ファイバを借りて光サービス市場に参入する際には、複数年段階料金に限らず、事業者の規模や事業計画により、複数の料金メニューを選べる状況があることは望ましいと考えています。

なお、3年の最低利用期間において、初年度の接続料が低減され3年目にその分が上乗せされた場合、企業会計上、原価の処理について見えないところがありますため、年度のPLへの影響等で気になる部分はあります。

以上

情報通信行政・郵政行政審議会  
接続委員会御中

接続委員会議論に関する要望書

D S L 事業者協議会  
会長 三須 久

イー・アクセス株式会社  
代表取締役社長 エリック・ガン

ソフトバンク B B 株式会社  
代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義

我々 D S L サービスを提供する事業者は、ブロードバンドサービスの提供を通じて、地域の活性化やブロードバンドの普及に貢献してきたと自負しています。今後、光化が進展していく中においても、引き続きブロードバンドサービス提供の一翼を担い、地域活性化や高速ブロードバンドの普及に貢献していく所存です。

しかしながら、現在の接続委員会における分岐単位接続料の設定に関する議論では、地域の利用者やブロードバンド普及の観点での議論が十分になされているとは言えない状況であることに、強い危機感を持っています。

つきましては、第 22 回接続委員会に提示のあったエントリーメニューに対する見解と今後の接続委員会における議論に対する要望について、下記の通り、我々の考えを述べさせていただきますので、ご検討の程よろしくお願い致します。

本要望に沿って、1 ユーザ単位での競争が可能となる環境の整備、地域の視点を踏まえた検討が行われることで、我々は、これまで以上に I C T による地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるものと考えております。

記

1. エントリーメニューに対する見解

エントリーメニューには以下の問題点があり、接続事業者の参入が困難という現状の課題を何ら解決するものではなく導入すべきではないと考えています。

- 初年度の料金は低廉化されているものの、接続事業者のトータルでの総支払額は一芯貸しと変わらず、ユーザ単位での競争ができない
- 光ファイバ接続料をドライカップ接続料と同水準とするためには、一芯あたり 3～4 ユーザを獲得する必要がある
- 既に光サービスを提供している大規模な事業者が、エントリーメニューを活用し、スケールメリットを働かせることで、更なる寡占化が進む可能性がある

2. 接続委員会議論への要望

今年度末の答申について、以下の通りの整理として頂きたい。

- ファイバシェアリングや G C 接続類似機能等による N T T 東西殿を含めた O S U 共用、分岐回線単位接続料の実現に向け、技術・コストの課題について、更なる情報開示を図り N T T 東西殿と接続事業者も含めた継続的な議論を行うこと
- 事業者間共用方式または O S U 専用方式において、分岐単位接続メニューを設定する方針を示すとともに、公平な競争条件を実現するための料金設定を行うこと

以上